

改定後	改定前
第37条（カード利用代金明細書） 当社は、会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより本人会員に通知します。（但し、法令で別途定めがある場合は、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します。） 会員はセディナビD規約、WEB明細サービス利用規約に同意の上、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報を インターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本人会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本人会員の届出住所宛てに書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で当該通知が当社の義務に属しない場合には、本人会員に対し書面による通知にかかる当社所定の手数料を請求することができるものとします。本人会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後 10 日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。	なし